

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

うるま市長 中村 正人

市町村名 (市町村コード)	うるま市 (472131)
地域名 (地域内農業集落名)	石川北地区 (南栄、城北、中央、松島、東山、港)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年8月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・本地区は、土地改良事業による基盤整備された農地が広く、さとうきび、野菜、花卉、畜産等の多種多様な農業経営が行われている。また農業用水の整備もされており環境が整った地区である。
- ・栽培作目が混在していることから農地利用に関するトラブルも見受けられる。
- ・交通の利便性が高いことから市外在住者の耕作者も見受けられる。
- ・耕作放棄地があり、解消と発生防止の対策が必要である。
- ・農業者の高齢化や担い手の確保が課題である。
- ・牛糞の堆肥化に関して農家、企業、行政で話し合っていきたい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・耕作放棄地の再生に取り組むとともに、農地中間管理事業を活用して農業を担う者の規模拡大につなげる。
- ・農業用機械を共同で購入し、経費節減及び効率化を図る。
- ・新規就農を希望する者へ助言、後継者の育成を進めていく。
- ・地域の連絡網(ライングループ)を作り、農地の空き状況などの情報共有を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	110 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	108 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地の利用については、担い手(認定農業者等)への集積・集約を基本として、農業を担う者についても効率的な利用を図る。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通じて、農業を担う者へ集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進委員による調整を推進し、農地中間管理事業の活用を基本とする。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業については、地域の状況に応じて検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
石川北地区で営農している担い手を中心に育成し、地区外からの参入者についても確保を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JAおきなわ中部地区さとうきび対策室において、さとうきび生産者から収穫機械の作業、さとうきびの植付作業の委託を受託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--